

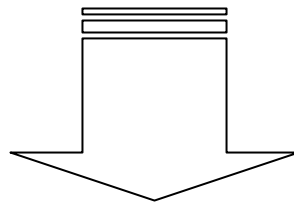
安全保障輸出管理規則の制定趣旨

安全保障貿易管理とは、武器や軍事転用可能な物・技術をテロリスト集団（国）に渡さないようにするための制度

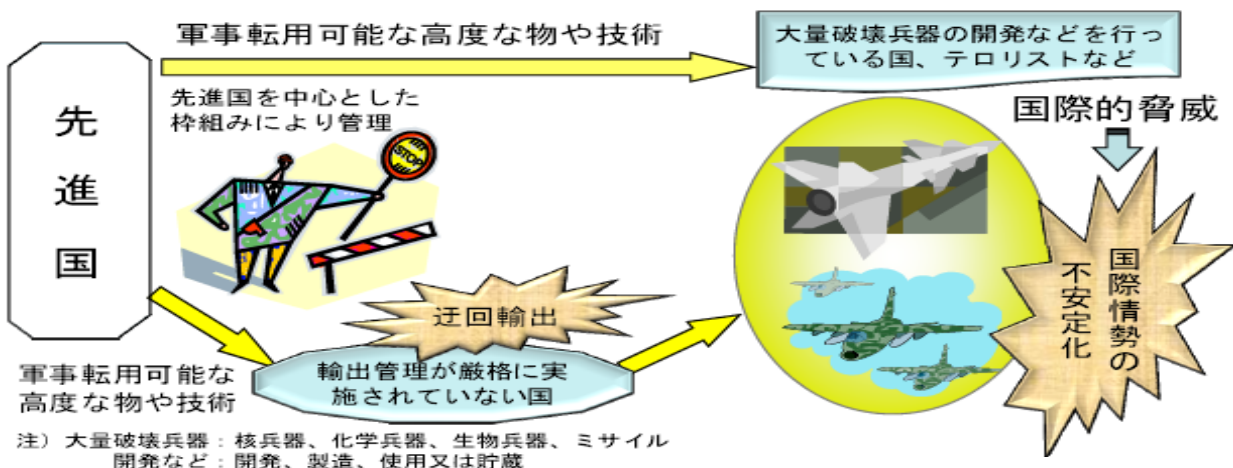
（経済産業大臣の許可が必要なものについて無許可で提供すると、刑事罰や行政制裁が科せられることがある。）

平成 16 年 4 月 国連安保理決議 1540 が推奨する国内法の制定方針に沿って、外為法の改正（平成 21 年 4 月成立、同 11 月施行）が行われた。

大学においても、研究活動における国際交流や外国人研究者・留学生等への技術提供などが規制の対象となる可能性があり、注意が必要



上記のことを踏まえ、本学における安全保障貿易管理に係る輸出管理の基本方針を定め、輸出管理体制を整備することにより、輸出管理業務の適切で確実な運営を図ることを目的とし、「安全保障輸出管理規則」を制定するものである。



出典：経済産業省